

「厚真町交流促進センター」指定管理者募集要項の概要

区 分	内 容 等
1)申請資格及び応募要件	①団体であること。(法人格の有無は問わない。) ②複数の団体(グループ)での共同応募も可能。ただし、代表団体を定め申請すること。 ③道内に事業所を有する団体。 ④旅館業法及び公衆浴場法並びに食品衛生法(飲食業)の許可を得て管理できること。
2)提出書類	①指定管理者指定申請書 ②申請資格に関する申立書 ③事業計画書 (利用者のサービス向上・施設の利用拡大・利用者増への具体的な事業の取組みや、経費の縮減と効率的な管理運営の手法等) ④収支計画書 (過去3年間の収支の実績と上記事業計画に基づき試算した今後5年間の収支計画) ⑤申請資格を証する書類 ⑥当該団体の経営状況を説明する書類
3)管理業務の範囲	①施設の維持及び管理運営業務 ②施設の利用促進業務 ③施設の利用許可業務 ④施設の利用料金の徴収業務
4)指定期間	平成30年4月1日から平成35年3月31日の5年間 ただし、平成30年4月1日から平成30年5月31日は補修工事のため休館とする。
5)利用料金	①利用者が支払う利用料金は、指定管理者の収入とする。 ②利用料金は、指定管理者が町の承認を得て定めることができる。 ③指定管理者は、条例で定める基準により、利用料金を免除、減額することができる。
6)管理業務に要する経費	①指定管理者の収入及び業務に必要な経費 ・指定管理者は、管理業務に必要な経費を、利用料金、飲食料その他諸収入等により賄う。但し、不足が生じる場合は、町が指定管理料として支払う。 ・指定管理料は、原則として申請時に提出された年度毎の収支計画書に基づき支払う。 ②その他、指定管理者と町との責任分担費用についての町の基本的な考え方は、別に定める。
7)指定管理者の選定及び決定	①選定基準 ・利用者の平等な利用とサービスの向上が図られること。 ・施設の多面的な効用を最大限に発揮するものであること。 ・施設の適切な維持及び管理並びに管理経費の効果的な縮減が図られること。 ・施設の管理を安定して行なう人員、資産その他の経営規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 ・地域経済に対する貢献策として、地元雇用や地場製品の活用等に配慮されていること。 ②選定方法は、厚真町指定管理者選定委員会が1次審査(書類選考)と2次審査(プレゼン)を行ない、選定基準の審査項目において評価点数が最も高い団体を候補者とする。 ③指定管理候補者は、議会提案し、議決により指定管理者として決定する。(12月議会)
8)指定管理者と協定で定める事項	①指定期間に関する事項 ②業務計画に関する事項 ③利用料金に関する事項 ④事業報告及び業務報告に関する事項 ⑤町が負担する費用及び指定管理料に関する事項 ⑥指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項 ⑦個人情報保護に関する事項
9)その他留意事項	①建物・敷地・備品については、無料使用貸貸を原則とする。 ②現在、施設に勤務する従業員の継続雇用に配慮すること。
10)指定管理者の指定決定までのスケジュール	①申請書類の受付 平成29年9月20日(水)～平成29年10月27日(金) ②1次審査 平成29年11月上旬 ③2次審査 平成29年11月上旬 ④指定管理者候補者決定・通知 平成29年11月下旬 ⑤指定管理者の指定に係る議案を厚真町議会に提出(平成29年12月中旬)